

新出の法然上人二十五霊場巡拝の道中記

山 本 博 子

はじめに

宝暦一二（一七六二）に創設された法然の遺跡を巡拝する法然上人二十五霊場については、従来から明和三年（一七六六）刊の靈沢の『円光大師御遺跡廿五箇所案内記』（以下『案内記』）を主たる文献史料として研究されてきた。しかし、すでに藤堂恭俊博士は「浄土宗内における祖跡巡拝について」の中で、『享保以後大阪出版書籍目録』には明和二年（一七六五）九月に助松屋道喜作『諸国順拝廿五ヶ所道中記』が記されていることを指摘し、「道喜を作者とする『道中記』と行脚巡礼を実施した『靈沢案内記』とは、どのような関係にあるのかを考えなければならない」と課題を挙げられていた。⁽¹⁾筆者も助松屋道喜が講元であった大坂講の活動を解明する中で『諸国順拝廿五ヶ所道中記』の出版の可能性を探ったが、原本を見つけることは出来なかった。⁽²⁾

小論は新たに確認した明和元年（一七六四）一二月の刊記

をもつ『円光大師諸国廿五箇所巡拝道中記』（以下『道中記』）を取り上げ、出版の経緯や内容を明らかにする中で、『案内記』との比較を試み、本書が法然上人二十五霊場研究に新たな事実を提供する価値ある史料であることを指摘したい。

一 『道中記』の書誌と出版の経緯

新出の『道中記』は二種類確認している。佛教大学図書館蔵本は「明和元年／甲申極月吉日／大坂日向町土佐筋少東／売所瀬戸物屋伊兵衛／浪花書林／板元 瀬戸物屋伝兵衛」の刊記をもつ。体裁は美濃判三つ切り横本（八・四cm×一七・八cm）、題簽は左肩子持枠で「円光大師／諸国順拝／道中記 全」とあり、内題は「円光大師諸国／廿五箇所巡拝／道中記」である。丁数は二三丁で、後表紙見返に「講元／大坂うつば／京町ほり／亀屋浄正／新天満町／助松屋道喜／同兵庫／嶋屋宗通（以下略）」とある。⁽³⁾また、筆者架蔵本は「明和元年／甲申極月吉日／大坂心さい橋北詰／書林 泉屋／卯兵衛板」の刊

記をもつ。刊記以外の内容は瀬戸物屋伝兵衛板と同一である。⁽⁴⁾

『享保以後大阪出版書籍目録』の原史料である『開板御願書扣』を見ると、明和元年（一七六四）一二月、亀屋浄正・助松屋道喜共作『諸国順拝廿五ヶ所道中記 全壹冊』が瀬戸物屋伝兵衛を開板人として本屋行司に許可されていたにもかかわらず、×印が付けられている。⁽⁵⁾ 翌明和二年（一七六五）九月、助松屋道喜作『諸国順拝廿五ヶ所道中記』が開板人の瀬戸物屋伝兵衛が病気のため瀬戸物屋伊兵衛を代理として出願され、同時に泉州堺の岸誉（霊沢）作『浄土元祖恵成大師御遺跡巡拝案内記』が本屋又兵衛を開板人として出願される。そのため本屋行司は両本を類本とみなし、「瀬戸物屋伝兵衛方道中記株ハ以縁起入大冊ニ致候事ハ不相成」「本屋又兵衛方大冊道中記株ハ以小冊ニて道中記ばかり不相成」と双方へ申し渡した。⁽⁶⁾ この裁定内容から明和二年九月開板の『諸国順拝廿五ヶ所道中記』は、明和元年一二月開板本をもとに二十五の札所寺院の縁起を新たに増補しようとしたものと考えられる。そのために本屋行司は既に開板が許可されている明和元年一二月の記載に×印を付けたと考えられ、『享保以後大阪出版書籍目録』の編者は明和元年開板の『道中記』が出版されていなかったと理解したと推定される。明和二年開板本は現在のところ確認できないが、縁起を入れた『道中記』の増補本は開板が許可されず、もとの明和元年開板本が世に

流布することになったと考えられる。

二 『道中記』の内容

『道中記』の内容は、一丁表～二丁表に序、二丁裏～三丁裏に番外・巡拝用意之事（笈摺書き様・納経帳の上書の仕様・納札の書き様・宿札の図）。四丁表～六丁裏に元祖円光大師御遺跡詠哥と回向文。七丁表～一三丁裏に大坂々西めぐりの道中記。一四丁表～二三丁裏に大坂々東めぐりの道中記（暗峠越奈良街道を含む）。二三丁裏に二十五ヶ所の寺々が納経判を出すことと講中が追々建立する建石の文字が墨落ちすれば墨入れすることの注記。後表紙見返に巻末記と刊記で構成される。以下、これらの内容の中の重要な部分を取り上げて説明する。まず、序に記された霊場創設の経緯である。

「僧御法〔報〕恩を思ふ余りに、国、において御遺跡を巡拝し奉らん事を思ひて、世にひろめんとおもふ志むなく、つゝに命終しぬ。其弟子沙門、師の遺言をうけて是をひろめんと思へど、いたづらにへる事数年なり。今五百五十年の御忌にあひて、しきりに道俗をすゝめらるゝに付て、われも共に御報恩謝得〔徳〕のために、人をすゝめ友をさそひ、浄土御本山様方へうかゝひ奉りしに、冥加に相叶ひ御聞届けなし下さる。依之諸国御遺跡廿五ヶ所相定まり順拝し、大坂惣講中へ御仏判てうだいし奉ること誠に有かたく、御報恩のため元祖大師御詠哥の額を順番に寺、へかけ奉り置候。夫に付道中記を相定め板行にし旅行のたすけとす。

「一僧」とは『案内記』（五丁裏）に「発起本願主」と記す

新出の法然上人二十五霊場巡拝の道中記（山 本）

京都如来寺元住職の廓譽のことで、「其弟子沙門」とは『案内記』（同前）に「遺囑愚弟子」と記す霊沢のことを指す。傍線部分の内容は『案内記』（二丁表裏）の霊沢の序と一致するが、その後に記す「諸国御遺跡廿五ヶ所」を定めるにあたり、大坂講が本山から認可を得たことについては『案内記』では全く触れていない。大坂講が霊場の創設を本山に願ひ出て、本山から認可をもらい霊場が定まったということは、この霊場が霊沢や大坂講だけによって創設された私的な霊場ではなく、本山の承認を得た浄土宗の巡礼として公的に位置づけられた霊場であることを意味する。認可を受けた本山とは、おそらく知恩院であると推定されるが、知恩院側の史料は現在のところ見つけていない。

「諸国御遺跡廿五ヶ所」以外の「番外」の寺院の取り扱いは、「御遺跡此外諸国に数多有といへども、遠路に相成あるひハ女人結界の山有て自由ならず、故にざんねんなりといへ共番外として是にいれず。信心念仏者ハ同前に順拝し給ふべきこととなり」（二丁裏）とある。『案内記』の記述から、「遠路に相成」ところは久美浜本願寺、「女人結界の山」は高野山や比叡山黒谷青龍寺で、大坂講の意向により番外となった所である。⁽⁷⁾この『道中記』では番付をもつ寺院の縁起は全く記さないが、第一番美作誕生寺の後に、岩間山本山寺を「七堂がらん、本尊くはんぜおん、時国公寄願所なり」と記し、「是（本

山寺）の誕生寺へ五拾丁、此間二円光大師龍燈ノ松有」（二〇丁裏）と、また、第二番讃岐仏生山法然寺への道中の羽間の西念寺を「新黒谷と申、円光大師御びやうしよ有、大師御うへなされし九枝の松、七種の椿有」（二丁裏）と例外的に案内する。『案内記』では本山寺は案内するが「龍燈ノ松」のことや西念寺については記さない。

「巡拝用意之事」の笈摺書き様と納札の書き様は、『案内記』に記された図とほぼ同様である。しかし、『道中記』には『案内記』が記さない「納経帳（おさめきやうてう）」を用意することを記す。半紙二〇枚綴じて、「大坂元祖講團／円光大師廿五霊場納経帳／年号月日／願主名」（三丁表）と上書きの仕様を示し、また、「廿五ヶ所寺、今納経判出候間、御とり可被成候」（三丁裏）と記す。

「元祖円光大師御遺跡詠哥」には、札所の国名など簡略な所在地名と寺院名と共に二十五首の札所詠歌を挙げるが、表記の異なりはあるものの『案内記』に記す札所詠歌と同一である。また、『道中記』の後表紙見返に講元の名を挙げた後に、「最初ハ廿五ヶ所順拝詠哥本惣講中今けちゑんに出候へとも、諸国の義ゆへ向後ゑいか本并道中記板元今うり本二出候間、御信心の寺御求御弘メ可被下候」とあり、詠歌本が大坂講から刊行された後に瀬戸物屋伝兵衛からも出版されていたことが分かる。⁽⁹⁾

三 『道中記』に記す巡拝経路と定宿

この『道中記』は、本来の目的である道案内として大坂を起点とした「諸国御遺跡廿五ヶ所」の巡拝の道程を二通り示すとともに、大坂講の講員が安心して巡拝できるように講指定の宿や休所をも記した定宿帳にもなっている。

道程の記述は、番付のある札所のみ挙げて巡拝経路を示す（丸中数字は札所番付、太文字は京都四箇本山を表す）。まず、「大坂々西めぐり」として、④尼崎如来院→③十輪寺→①美作誕生寺→②讃岐法然寺。次に、「大坂々東めぐり」として、⑤勝尾寺二階堂→⑥天王寺念仏堂→⑦同一心寺→⑧（紀伊）大川報恩講寺→⑨當麻奥院→⑩香久山法然寺→⑪奈良大仏念仏所→⑫伊勢欣浄寺→⑫大原勝林院→⑫百万遍知恩寺→⑫清浄華院→⑫誓願寺→⑫寺町法然寺→⑫新黒谷（金戒光明寺）→⑫本山知恩院→⑫清水瀧仙（山）寺→⑫小松谷正林寺→⑫（伏見）源空寺→⑫二尊院→⑫（愛宕）月輪寺→⑫（粟生）光明寺→⑫勝尾寺二階堂。そして、「惣道のり海りく共 二百七拾三里」と巡拝の総距離を記す。『案内記』（五六丁表）では、大坂講が巡拝の順番として四箇本山の間に余寺を混ぜないように主張したと記されているが、『道中記』を見ると、大坂講の主張は四箇本山の番付を連続的に組むことであり、巡拝の順番を意味していないことが分かる。

新出の法然上人二十五霊場巡拝の道中記（山 本）

この『道中記』の特徴である講指定の宿と休所については、「道中宿札大坂元講々印鑑出し置。壺人にて泊りしやう相成候。大坂講中宿札又ハ休札左ニ記ス。但し二人までハ中飯持候て壺人前はたご百文ツ、三人 木ちん壺人前三拾文ツ、右所、宿相極候」（三丁裏）とあり、大坂講は巡拝者が宿に持参するための講印を押した宿札を発行し、講指定の宿や休所には、「浄土元祖御遺跡 講元／㊤順拝大坂講宿／諸国廿五ヶ所霊場／うつば／亀屋浄正／助松屋道喜」と記した目印の看板を掲げ、宿には統一料金で宿泊できたことが分かる。今井金吾によれば、旅をする者が安心して宿泊できる協定旅館組合としての旅籠屋の講組織は、文化一三年（二八一六）に誕生した「浪花組」、後の「浪花講」が始まりであるが、浪花講の創設より六〇年以上遡る伊勢講などの道中記に講の定宿を記したのものもあるとする。⁽¹⁰⁾しかし、その具体的な史料名は挙げない。管見した最も古い伊勢講の定宿を記した道中記は、美作国津山を出発点とする道中の宿を記した延享元年（二七四四）刊の『伊勢太大神楽講中定宿之記』（神戸市立博物館蔵）である。「一人参宮ハ手札持参におゐてとまりくゝの難儀なく心安く往来す」（二丁表）とあるように、講の定宿へ泊るための宿札を発行し、定宿には指定の料金で宿泊できたが、道中の全ての宿の料金が一律ではなかった。また、『道中記』とほぼ同時期の明和五年（一七六八）刊の大坂の幸講

新出の法然上人二十五霊場巡拝の道中記（山 本）

の『伊勢道中案内』には、「定宿には目印に幸講宿と板札を打之あり」「定宿料、はたご一人前百文宛、木ちん一人前三拾式文宛、右相對の上定め之あり⁽¹¹⁾」とあり、大坂講と同様に指定の宿に講の目印の看板をかけ、宿賃も大坂講とほぼ同額であった。これらの例だけでは史料が少なく確証できないが、大坂講は伊勢参宮の講組織が持っていた定宿の形態や道中記の内容を模倣した可能性が考えられる。

大坂講が指定した宿は総数一二七ヶ所である。その内で休所を兼ねる宿は一二ヶ所、休所のみは二七ヶ所である。ただ、「宿」や「休」と記しながら具体名を欠く所が六ヶ所と三ヶ所あるが、これらは瀬戸物屋伝兵衛板・泉屋卯兵衛板共に欠けており、予定していた宿や休所が明和元年一二月までに契約できなかった所と考えられる。また、宿の種類は、船宿（六ヶ所）・寺院（七ヶ所）〔讃岐羽間西念寺・高松寺町正覚寺・勝尾寺麓外院願性（生）寺・⑧大川報恩講寺・⑩香久山法然寺・⑪勝林院の勧化御役所（普賢院）・愛宕福寿院（⑬月輪寺の本坊）〕・豆腐屋（二ヶ所）・心ざし宿（二ヶ所）〔②讃岐法然寺の近く〕を挙げるが、宿の多くは旅籠屋であったと思われる。このような多くの宿や休所を霊場創設当初に整備し得たのは、大坂講の講員であった商人たちの流通基盤とその経済力の大きさによるものと推定できる。

おわりに

巡礼の講組織が刊行した定宿を記した道中記は、伊勢参宮のような往復型の巡礼においては見られるが、西国巡礼や四国遍路のような回遊型の巡礼では、管見では江戸後期の四国遍路の『永代笠講定宿附』が確認されるのみである。⁽¹²⁾ 回遊型の巡礼である「諸国御遺跡廿五ヶ所」が霊場創設当初から定宿と休所を整備していたことは珍しいことであり、この『道中記』は法然上人二十五霊場研究のみならず、日本の巡礼研究、さらには宿を研究する交通史研究上からも大変貴重な史料といえる。しかしながら、『道中記』を刊行した大坂講については不明な点が多い。本書の中で「大坂元祖講」や「大坂惣講中」の名称も用いることから、おそらく大坂の各寺院にあった元祖講を母体として、それらの統一体として組織されたのが「大坂元祖講」或は「大坂惣講中」であり、それらを略称して「大坂講」と呼んだものと思われる。大坂講は「諸国御遺跡廿五ヶ所」の巡拝のために組織された講でなかった可能性が考えられるが、その組織の実態解明は今後の課題である。

1 藤堂恭俊博士古稀記念会編『藤堂恭俊博士古稀記念 浄土宗 典籍研究 研究篇』（一九八八）六四九頁。

- 2 拙稿「法然上人二十五霊場と大坂講」（『印度学仏教学研究』五四―二、二〇〇六）。
- 3 『道中記』の講元三名は『案内記』（五丁裏く六丁表）の「行脚発起助縁講頭蓮衆」の中の人物と同一であるが、『案内記』では亀屋浄正を「浄生」、嶋屋宗通の住所が「同国（摂津）兵庫住」と記載が異なる。註2の拙稿では亀屋浄正・助松屋道喜の二名を大坂講の講元としたが、嶋屋宗通も講元であったことが判明した。
- 4 寛政二年（一七九〇）改正の『板本総目録株帳』によると、『道中記』の板株は泉屋卯兵衛にあったことが分かり、また、『開板御願書扣』によると、泉屋卯兵衛の活動は文化二年（一八〇五）九月までである。従って、病氣となった瀬戸物屋伝兵衛は明和二年（一七六五）九月以降に開板活動をしていないことから、明和二年からさほど下らない時期に、泉屋卯兵衛は瀬戸物屋伝兵衛から『道中記』の板株を買い求め出版したと考えられる。その後、板株は和泉屋吉兵衛や河内屋太助へ移っているが、これらの書林が『道中記』を出版していたか否かは不詳である（大阪府立中之島図書館編『大坂本屋仲間記録』一二、一九八八）二六九頁・補訂箇所一覽二八頁。
- 5 『開板御願書扣』一四（『大坂本屋仲間記録』一七、一九九三）三六頁。
- 6 『開板御願書扣』一五（『大坂本屋仲間記録』一七、五五―五七頁）。
- 7 拙稿「法然上人二十五霊場における番外札所」（『印度学仏教学研究』五六―一、二〇〇七）参照。
- 8 金毘羅参詣道高松道から西念寺へ入る道の角に、「（右）巡拝大坂講中」「（正面）円光大師御霊跡」「（左）左西念寺道／従之

新出の法然上人二十五霊場巡拝の道中記（山 本）

- ／二丁」「（裏）光誉代建之」と刻む道標が現存する。光誉は西念寺一二世で明和七年（一七七〇）没であり、『道中記』の出版に近い頃に大坂講によって建立されたものと思われる。
- 9 『開板御願書扣』一四には宝暦一四年（一七六四）六月に瀬戸物屋伝兵衛による『諸国順拝廿五ヶ所／元祖円光大師御遺跡詠哥』の開板願を記す（『大坂本屋仲間記録』一七、二四頁）。また、同じ書名の「施印北元祖講中」の無刊記の折本の詠歌本（佛教大学図書館蔵）があるが、大坂惣講中の詠歌本であるかどうかは確証できない。なお、詠歌本の出版に関しては、拙稿「法然上人二十五霊場の札所詠歌」（『印度学仏教学研究』五七一、二〇〇八）参照。
 - 10 『道中記集成』（大空社、一九九七）三九、三〇四―三〇五頁。
 - 11 『奈良県文化財調査報告第四十五集 伊勢本街道―奈良県「歴史の道」調査報告書―』（奈良県教育委員会、一九八五）七頁。
 - 12 農間喬教「近世後期四国遍路における宿組合について―『永代笠講定宿附』をてがかりに―」（『伊豫史談』三四八、二〇〇八）二二―三三頁。巡礼の講組織ではないが、江戸後期に大坂の旅籠屋の平野屋佐吉が『西国三十三所順礼歌入道中定宿附』（筆者架蔵）という引札を兼ねた道中記を刊行しているが、西国巡礼の道中すべてに定宿を記しているわけではない。

〈キーワード〉 法然、二十五霊場、大坂講、道中記、定宿、宿札、納経帳、御詠歌、巡礼

（佛教大学職員）